**令　和　５　年　度**

**大津町議会の概要**

**熊本県菊池郡大津町議会**

〒８６９－１２９２

熊本県菊池郡大津町大字大津１２３３番地

議会事務局（直通）０９６－２９３－８９８９

ＦＡＸ（直通）  ０９６－２９３－３１３０

**位置と地勢**

　大津町は熊本市の東方約１９㎞、阿蘇山との中間に位置し、別府・阿蘇・雲仙などの国際観光ル－トの路線上にあります。阿蘇外輪山西部に広大な山林、原野地帯とそれにより、ゆるやかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の豊かな流れによって南部平野は肥沃な水田地帯を形成しています。

　面積９９.１０ｋ㎡、人口３５，９８８人（令和６年１月１日現在）の大津町は、国道５７号(長崎～雲仙～大分)と国道３２５号(久留米～阿蘇～延岡)が縦横断し、阿蘇くまもと空港、九州縦貫自動車道・熊本ＩＣを近くに擁する交通条件に恵まれた田園産業都市です。

◆位　置：東経１３０度５０分１０秒　　北緯３２度５０分０７秒

海抜 １１５．５㎡

◆広　さ：東西１３ｋｍ　南北１１ｋｍ　周囲５４ｋｍ

◆面　積：９９．１０ｋ㎡



**夢と希望がかなう**

**元気大津**

　　　　　　守ろう　大津の宝

　　　　　　磨こう　大津の宝

　　　　　　創ろう　大津の宝

町章

町鳥　　ほおじろ

　　　　　　　　　　　　町花　　つつじ

町木　　杉

平仮名の「つ」（大津）の円型に、大津町が県下のつつじの

名所であるところから、つつじの花びら（「大」を象徴して）

を取り入れたもの。

**おおづの歴史**

「おおづ」は戦国期肥後の豪族合志氏の支配下に属し、その支族大

津十郎義兼が東嶽城（現在の日吉神社）を築き、城下に集落を形成し

たので「大津」の地名が生じたと伝えられています。

　天正１５年（１５８８年）加藤清正が肥後の領主として入国、大津

上井手、下井手の開さくに着手、没後細川氏により完成。１，３００

町歩に及ぶ一大穀倉地帯となりました。江戸期細川藩参勤交代の宿場

町となり肥後と豊後を結ぶ豊後街道の要衝として栄え、近隣５２村余

りを統括する藩役所大津手永会所が設けられ、政治・経済文化の中心

となり、今日の基礎が築かれました。

（昭和３１年近隣６ケ町村が合併して、現在の大津町が誕生）**大津町の概要**

**１．町村合併**昭和３１年８月１日

大津町．瀬田村(分村)．阿蘇郡錦野村(分村)

　　　　　　　　陣内村．平真城村．護川村(分村)

**２．人口**　　　　　　３５，９８８人

　　　　　　　　男　１７，９１３人

　　　　　　　　女　１８，０７５人

　　　　　　　（令和６年１月１日現在住民基本台帳人口）

**３．世帯数**　　　１５，９２７世帯

**４．世帯数と人口の推移**（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｈ７ | Ｈ１２ | Ｈ１７ | Ｈ２２ | Ｈ２７ | Ｒ２ |
| 世帯数 | 8,187 | 9,137 | 9,907 | 11,478 | 12,705 | 14,165 |
| 人　口 | 26,376 | 28,021 | 29,107 | 31,234 | 33,452 | 35,187 |
| 男 | 12,751 | 13,573 | 14,162 | 15,397 | 16,467 | 17,449 |
| 女 | 13,625 | 14,448 | 14,945 | 15,837 | 16,985 | 17,738 |
| １世帯平均 | 3.22 | 3.07 | 2.94 | 2.72 | 2.63 | 2.48 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※国勢調査資料より

**産業分類別人口**  　（単位：人、％）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｈ１２ | Ｈ１７ | Ｈ２２ | Ｈ２７ |
| 第１次産業 | 1,459 | 10.7 | 1,483 | 10.3 | 1,294 | 8.7 | 1,241 | 6.8 |
| 第２次産業 | 4,863 | 35.6 | 4,820 | 33.6 | 5,078 | 34.2 | 5,402 | 29.7 |
| 第３次産業 | 7,289 | 53.4 | 7,993 | 55.7 | 8,272 | 55.7 | 9,382 | 51.6 |

※国勢調査資料より

**５．土地利用の状況** （単位：ha）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 田 | 畑 | 山林 | 宅地 | 原野 | その他 | 計 |
| Ｈ２４ | 951 | 1,813 | 3,507 | 896 | 872 | 1,870 | 9,909 |
| Ｈ２５ | 950 | 1,805 | 3,507 | 900 | 872 | 1,875 | 9,909 |
| Ｈ２６ | 954 | 1,795 | 3,500 | 897 | 872 | 1,891 | 9,909 |
| Ｈ２７ | 960 | 1,782 | 3,350 | 900 | 969 | 1,949 | 9,910 |

※各年度の固定資産概要調書より

**大津町議会の概要**

**１.議員定数**

|  |  |
| --- | --- |
| 条例定数 | 現在数 |
| １６人 | １６人 |
| 任期：　令和３年３月１日～令和７年２月２８日 |

**２.議長・副議長の任期**　　　４年

**３.委員会・特別委員会**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委員会名 | 定　　数 | 任　　期 |
| 総務常任委員会 | ６人（５人） | ４年 |
| 経済建設常任委員会 | ５人（５人） | ４年 |
| 文教厚生常任委員会 | ５人（５人） | ４年 |
| 議会運営委員会 | ６人 | ４年 |
| 議会広報編集特別委員会 | ５人 | ４年 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　）内は実数

**４.党派別議員数**（Ｒ５年４月１日現在、単位：人）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　党派年齢 | 無所属 | 公　明 | 共　産 | 計 |
| ３０～３９ | １ |  |  | １ |
| ４０～４９ | ２ |  |  | ２ |
| ５０～５９ | ２ | １ |  | ３ |
| ６０～６９ | ４ |  | １ | ５ |
| ７０歳以上 | ５ |  |  | ５ |
| 合　計 | １４ | １ | １ | １６ |

平均年齢　６１．１歳

**５.在職年数別**（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | １期 | ２期 | ３期 | ４期 | ５期 | ６期 | ７期 | ８期 | 計 |
| 男 | ５ | ２ | ３ | ０ | １ | １ | １ | ２ | １５ |
| 女 | ０ | １ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | １ |
| 計 | ５ | ３ | ３ | ０ | １ | １ | １ | ２ | １６ |

**６.議員報酬等**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 報酬月額 | 町長との比率 | 三役等の給料月額 |
| 議　　長 | ３３２,０００ | ４４.４％ | 町　 長 | ７４７,０００ |
| 副議長 | ２７３,９００ | ３６.７％ | 副 町 長 | ５９３,０００ |
| 常任委員長 | ２６１,５００ | ３５.０％ | 教 育 長 | ５４２,０００ |
| 議運委員長 | ２６１,５００ | ３５.０％ |  |
| 議　　員 | ２４９,０００ | ３３.３％ |  |
| 費用弁償 | ２,６００ | 監査委員報酬　７,１００（日額） |
| 期末手当（加算率１５％）　　　　　６月　１２０％　　　　１２月　１２０％ |

**７.令和５年議会開催状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 会　　期　　日　　数 |
| 開催月 | 本会議 | 委員会 | 休　会 | 計 |
| 定例会 | 　３月 | 　６日 | 　４日 | 　６日 | １６日 |
| 　６月 | 　５日 | 　１日 | 　４日 | １０日 |
| 　９月 | 　５日 | 　５日 | 　５日 | １５日 |
| １２月 | 　５日 | 　２日 | 　２日 | 　９日 |
| 臨時会 | 　８回 | 　８日 | 　０日 | 　０日 | 　８日 |
| 合　計 | １２回 | ２９日 | １２日 | １７日 | ５８日 |

**８.議会事務局職員数**　　３人（内１人兼務・監査委員書記）

**９.会議録**　　全文記録・ＳＤ・業者委託（本会議のみ）

**議会費の内訳**

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 令和４年度当初予算 | 令和５年度当初予算 | 備　　考 |
| １．報　　　酬 | ４９，７０３ | ４９，７０３ | 議長・副議長委員長・議員 |
| ２．給　　　料 | ８，３５６ | ８，２３８ | 職員２名分 |
| ３．職員手当等 | １７，４４９ | １７，０８９ | 議員期末手当等 |
| ４．共　済　費 | １８，４８１ | １８，０８５ | 議員・職員共済等 |
| ７．報　償　費 | ５０ | １００ | 議員研修講師謝礼 |
| ８．旅　　　費 | ７，０７６ | ５，１０７ | ・費用弁償・特別旅費 |
| ９．交　際　費 | ２００ | ２００ | 議長交際費 |
| 10．需　用　費 | ３，７１１ | ４，３３９ |  |
| 　　 | ７７３ | ７２５ | １，００１ | 書籍代等 |
| ６５ | ６５ | ６５ | 研修時土産代等 |
| ２，８５６ | ２，９２１ | ３，２７３ | 議会だより印刷製本費等 |
| 11．役　務　費 | ９６０ | １，１８０ | タブレット端末通信費 |
| 12．委　託　料 | ４，３４８ | ４，４１９ | ・行政バス運転業務委託・筆耕反訳料・インターネット議会配信・議場設備保守点検 |
| 13．使用料及び賃借料 | ５６１ | ５６１ | ・車等借上料・議会複合機借上料・ウェブマガジン使用料・ファイル共有システム |
| 17. 備品購入費 | ３００ | ２００ | ・図書備品 |
| 18．負担金、補　助及び交付金 | ２，００５ | １，６８５ | ・県町村議長会負担金・各種負担金 |
| 合　　　計 | １１３，２００ | １１０，９０６ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和４年度当初予算 | 令和５年度当初予算 |
| 一般会計予算 | １４，７８６，６２５ | １６，８１５，６１７ |
| 議会費との比較 | ０．７７％ | ０．６６％ |

**議会だよりの発行状況**

　第１号（創刊号）の発行年月日：

　最新号：第１０６号　令和６年２月１日発行

　年４回発行

平均２０ページ

発行部数：約１４，５００　部

　議会広報編集特別委員会委員・・・５人

　　　議員の中から希望者を募り選任

編集方針

　　(1)開かれた議会をめざして、できる限り大津町議会のありのまま　　　　 を町民の皆さんに伝えるよう努力する。

(2)文章は、できるだけわかりやすく、やわらかくする。

(3)「読ませる広報」から「見る広報」を追求する。写真を多く

使用する。

(4)議会や行政用語は、できるだけわかりやすくする。

**大津町議会運営状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 議会運営事項 | 大津町議会の状況 |
| １.議会の招集日は、町長と議長が協議して定めているか。 | 町長と議長が協議の上決定している。 |
| ２.議員に対する議会の招集通知は、議長名か、町長名か。 | 議長名。 |
| ３.欠席する場合の欠席届は、励行されているか。 | 文書や電話連絡などで行われている。 |
| ４.開議時間は、守られているか。 | 守られている。午前１０時から午後５時まで |
| ５.執行機関に対する議会への出席要求は文書か、口頭か。 | 文書で要求し文書で回答されている。 |
| ６.議案の送付時期は、いつか。 | 開会日の３日前迄に送付することを原則としている。 |
| ７.諸般の報告と行政報告はどちらを先に行っているか。 | 諸般の報告（議長）の後、行政報告（町長）があれば行う。 |
| ８.議会運営委員の構成は、どうなっているか。 | 各常任委員会から２名の６名で構成し、委員長等は互選。（議長も出席） |
| ９.議会運営委員会の開催の回数は。 | 定例会毎の年４回を原則としている。（議長の諮問のため必要に応じて開催する。） |
| 10.一般質問の通告締切はいつか。期限は守られているか。 | 議会運営委員会の前日（正午）まで。期限と時間は守られている。３月定例会は町長施政方針後の締切。 |
| 11.一般質問の制限時間を決めているか。質問回数は。 | 制限時間は答弁を含めて６０分。質問は登壇して３回まで。（２回目以降は質問席から） |
| 12.一般質問に対する関連質問は、制限しているか。 | 認めていない。 |
| 13.質疑と討論は区別して行っているか。 | 区別している。 |
| 14.請願・陳情書の受理締切は。 | 議会運営委員会の前日の正午を原則としている。 |
| 議会運営事項 | 大津町議会の状況 |
| 15.請願・陳情書の受理番号の整理はどのように行っているか。 | 請願・陳情書受付簿により提出日順に番号を取る。（議運で配付のみとなったものは番号を付けない。） |
| 16.請願・陳情の審査結果を請願者に通知しているか。 | 通知している。 |
| 17.監査委員からの結果報告は、どう取り扱うか。 | 議席に配付し、諸般の報告として取り扱う。 |
| 18.全員協議会の開催はどう取り扱っているか。 | 町長の開催依頼により議長が招集する。（議会独自の開催も行う。） |
| 19.全員協議会の費用弁償は。 | 支給している。 |
| 20.決算特別委員会の設置は。 | 設置していない。各常任委員会に分割付託。 |
| 21.議員報酬・費用弁償の支給方法は。 | 各議員の金融機関口座に振り込む。 |
| 22.公費による昼食・夕食は。 | 昼食・懇親会費は議員の自費で行っている。執行部との懇親会も会費制。 |
| 23.委員長報告等の作成はどのようにしているか。 | 各委員会とも担当課が要点を記録し、議会事務局に提出。事務局での整理後、委員長が作成され本会議で報告。 |
| 24.委員会の調査・研修（先進地）は行っているか。 | 各常任委員会で年１回（予算100千円／1人当）実施。議運も年１回（予算19千円／1人当）実施。 |
| 25.町独自の議員研修は。 | 年１～２回。議会の活性化、人権問題研修、地方分権問題など。 |
| 26.議会開催日は、町民に知らせているか。 | ホームページへの掲載、町防災無線での放送、からいもくんメール及びＬＩＮＥの送信。 |
| 27.議会広報の発行は。 | 議会広報「おおづまち議会だより」を年４回発行している。 |
| 28.会議録の調製終了期間は。 | 約２カ月（２回校正） |